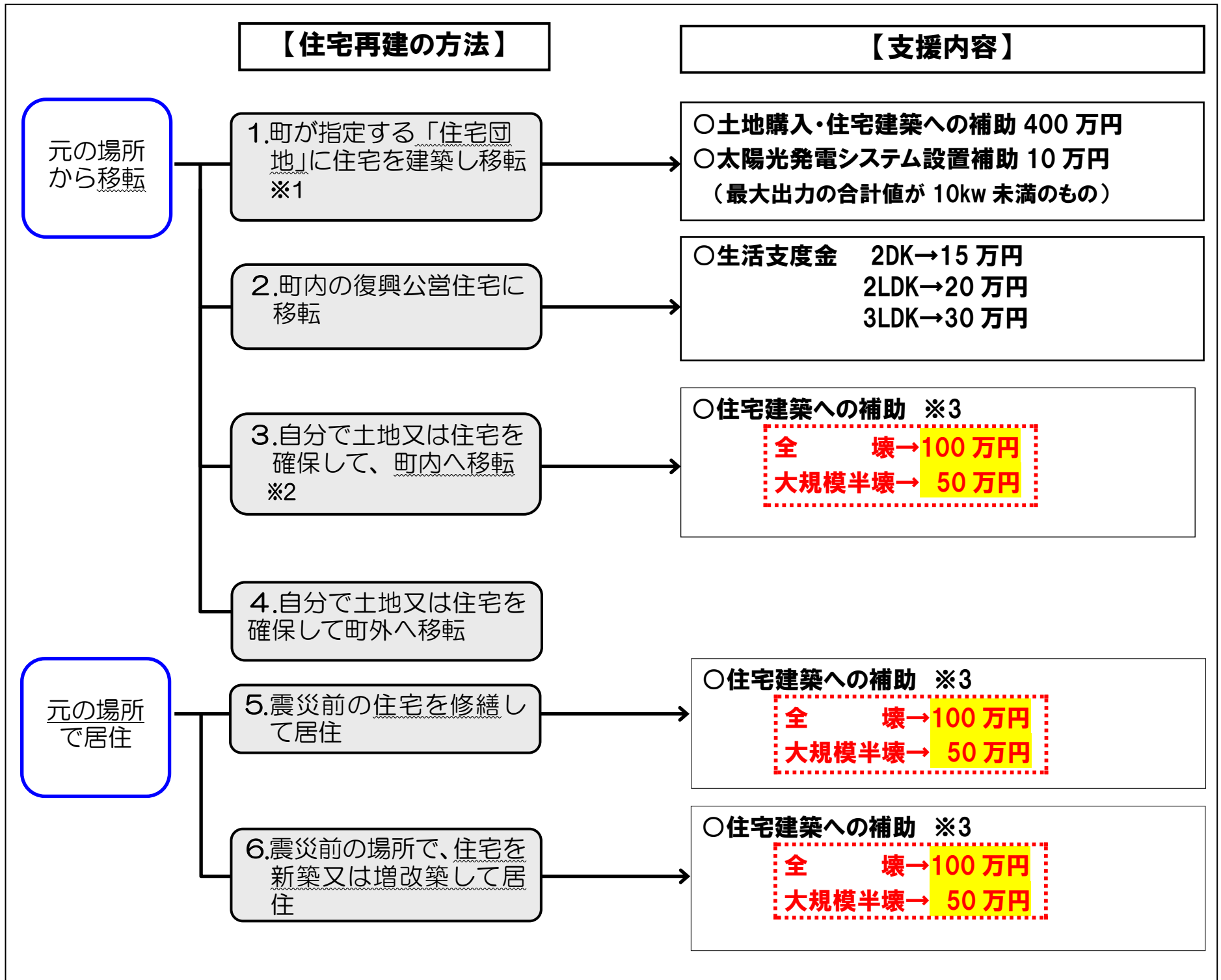
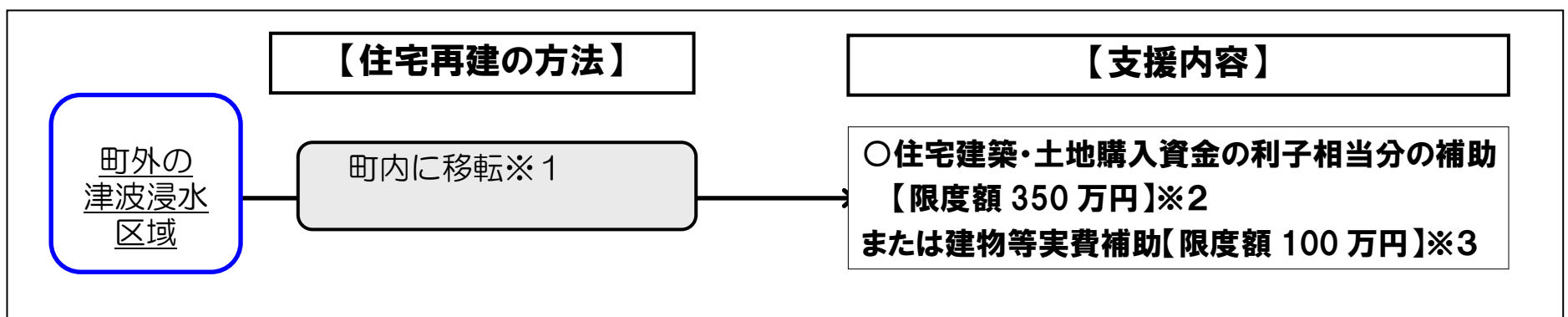


津波防災区域外に居住されていた世帯（津波浸水世帯及び長期避難世帯以外）



- ※1 住宅が全壊または半壊以上で家屋解体した世帯が対象
- ※2 第1種、第2種津波防災区域内への移転、借家への移転は補助対象外
- ※3 大規模半壊または半壊でも家屋解体の場合は全壊とします

町外の津波浸水区域に居住されていた世帯



- ※1 第1種、第2種津波防災区域内への移転、借家への移転は補助対象外ほか、各種要件あり
- ※2 利子相当分の補助は、土地取得:100万円、土地造成:30万円、住宅建築(購入)220万円が、限度額の内訳となります。
- ※3 (対象経費ー被災者生活再建支援制度の加算支援金)×1/10

点線囲みおよび金額に着色された部分は、新たに追加・増額されたものです。